

中央大学学則(舊制)

中央大学学則（旧制）

第一章 總則

第一條 大学は法学、経済学、政治学、商学に關する學術の理論及び應用を教授し並、其の益
與を致しむるを以て目的とす

第二條 大学に法学、経済学、商学の三学部及び大学院を設け豫科を附置す

第三條 学部は晝間部、夜間部の二部に別つ

第四條 豫科は晝間部、夜間部の二部に別ち晝間部を第一豫科とし夜間部を第二豫科とす
學年は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第五條 学部は学期を二期に分ち四月より九月迄を前期、十月より翌年三月迄を後期とす
休業日は左の通りとす、但し必要ありと認むるときは臨時休業することあるべし

四月一日より十五日に至る
七月十六日より九月十日に至る
十二月二十六日より翌年一月七日に至る

日曜日

國民の休日

大学記念日（七月八日）

第六條 学部は前定の範囲に在り且つ前定單位以上の科目の試験に合格したる者には卒業證書を授与す
卒業證書には履修科目を証する履修書を添附す、転学によりて学部中途入学したる者の在
期間を推算し已に受領したる科目の單位は本学の定むる所に従い之を計算す

三単位 民法六單位、商法六單位、訴訟法五單位、外國法六單位、演習四單位は必修する事を要す。
 履修科目は二年間十單位以上三十單位以内
 学生入学者は既修共通科目の單位はこれを通算す。

第三 経済学部

科目	単位	科目	単位	科目	単位
経済原論	四	経済学	四	財政学(總論)	二
統計学	二	社会思想史	二	財政学(各論)	一
憲法	二	貨幣論	二	工業政策	二
民法(總則、物権)	二	政治学	二	社会政策	二
社会学	二	農政	二	商業政策	二
経済名著研究	二	行政	二	演習	四
法記原	二	金融	二	商法(總論)	二
日本経済史	二	外債	一	各口経済研究(英中)	一
地理学	二	通商	二	外國語至濟書(英)	二
近世哲学史	二	通名研究	二	經濟分折	一
倫理学(東洋)	二			原価計算、工業會計	二
				證券市場論	二

履修方法

二年間に六十單位以上を履修する事を要す。但し経済原論四單位、統計学二單位、財政学三單位、全
 済史二單位、全済学史二單位、社会学及政策四單位、全済政策四單位、政治学二單位、民法四單位、全
 憲法二單位、全済名著研究二單位は必修する事を要す。
 履修科目は二年間十單位以上三十單位以内
 学生入学者の既修共通科目の單位はこれを通算する。

倫理学(西洋)	二	民法(債権)	二	各口経済研究(米ソ)	一
新南学	一	商法(總則、会社)	二	商法(銀行法)	二
保険論	一	經濟統計	一	予算統制	一
配給論	二	社会問題	一	労働法	二
経済学	二	民法(親族、相続)	二	外交史	二
技術学	一	經濟政策原理	一	國際法	二
社会心理学	一	行政法(總論)	二	國際經濟論	二
経済数学	一			國際比較	一
刑法	二			國際内係論	二
				政治思想史	二
				全済名著研究	二

第二章 入学 休学 退学 及び 除名

第十一條

入学を許可すべき者互の如し

- 一 予科卒業者
- 二 高等学校卒業者又は文部大臣に於て之と同等と学力ありと認めたる者
- 三 旧大学部卒業者及び尋常部卒業者但し大正七年文部省令第三号第二條第二号に依り指定せられたる者に限る
- 四 同等学校の予科卒業者及び尋常部卒業者但し大正七年文部省令第三号第三條第三号に依り指定せられたる者に限る

第十二條 大学を卒業し学士と称するものにて更に他の学部に入學を希望するものについては銓衡の上二年位の入學を許可す

第十三條 同等学校より退学せんとする者には其の在學年限に依り必要ある場合は一部科目に付試験を行ひ入學を許可す

第十四條 入學の許可を請う者は入學申請書に履歴書を添え提出すべし、但し試験を要する場合には同時に受験料金を千圓を納むべし

第十五條 入學の許可を得たるときは直に保証人と連署して在學證を差出すべし

第十六條 保証人は成年者にして東京府又は其の隣接市町村内に於て独立の生計を立つものなることを受す

第十七條 保証人は本入學許可の條の一切の事項に付其の責に任すべきものとす

第十八條 保証人の喪失ありたる時は亦同し

第十九條 疾病共の他此を待てる事故に因り河二ヶ月以上修學すること能はざる時は、其の卒業を証する書面を添付し保証人と連署の上許可を受け当該學年休學することを得

第二十條 前項の規定に依りて休學したる者休學の事由止むるときは保証人と連署の上許可を受け原級に入り修學することを得

第二十一條 給費生貸費生は休學の月より其の資格を失ふ

第二十二條 陸軍 海軍の現役に服する者及び召集中の者は其の期間第十八條に準じて休學し満期後直に原級に復することを得(別除)

第二十三條 疾病其の他の事故に因り退學せんとする者は保証人と連署の上提出すべし

第二十四條 左に掲ぐる者は学籍より除名す

- 一 學業劣等又は疾病其の他の事故に因り成績の見込なしと認めたる者
- 二 出席常ならざる者
- 三 何等の事由を以てするに拘らず連続し一年間出席し、又は正當の事由なく一箇月以上出席したるもの

第二十五條 第二十二條の規定は前項に依りて除名せられたる者に之を準用す

第二十六條 第七十五條 第七十六條の規定に依り退學処分を受けたる者四箇月以上と經過し改めて頭着なる者と認めたる時は特に再入學を許可することあるべし

第三節 試験

第二十七條 試験は學期を終又は授業を終りたる際之を行ふ

第二十五條 試験の方法は筆記又は口述とす
第二十六條 試験の成績は各科目に付甲 乙 丙を以て表示し甲 乙を合格とし丙を不合格とす
第二十七條 学期の初めに履修科目の届出をなさしむ授業を受けたる科目に非ざれば試験を受けることを得ず 休学したる者は其の学年に属する試験を受けることを得ず 但し第二十六條に定めたる休学者は此の限に在らず

第二十八條 第十八條第二項に該当する者は其の休学取消の承認を得
或科目に付六学期間以内試験に合格せざる者は全部合格に至るまで在学することを得 但し
二学期間を超ゆることを得ず 試験を受けずして在学する者亦同じ
第十二條の規定に依りて入学したる者に付ては其の入学したる日に至る左に要すべかりし
期間在学したるものとして其の在学期間を計算す

第二十九條 第二十二條又は第二十三條の規定に依りて再入学したる者に付ては其の除名中又は退学中
に属する期間を其の在学期間に通算す 但し学年の始に於て第一学期に入学したるときは
此の限に在らず

第三十條 試験は授業料を完納し且つ必要なる受験料を納付したる者に非ざれば之を受けることを得ず
第三十一條 入学を許可せられたる者は入学料として金參千圓を納むべし

第三十二條 授業料は年額六千圓以上八千四百圓の範囲以内において、毎学年開始前に、これを定めて
これを公示する
但し急務が変化したときは、学年中途においても変更することができ

第三十三條 授業料は特別の事情のない限り学年の始めに全額を納むべし
学年の中途に入学し又は退学する者は特に入学前及び退学後の授業料を免除す
休学中は授業料を免除す

第三十四條 在学中は闕席したるときと雖も授業料を免除せず
第三十五條 納付したる授業料は返付せず

第三十六條 入学期は学年の始とす 但し特宜に因り臨時入学を許すことあるべし
第三十七條 大学卒業若にして大学院に入らんと欲するものは特に研究事項を具し其の許可を受くべし
他の大学卒業若にして大学院に入らんと欲するものは前項の入学願書に卒業履了書を附し
当該学部の特許を受け合格することと要す此の場合に於ては検定料として金千圓を納むべし

第三十八條 学長は学生を指導する教員を選定すべし
第三十九條 学長は学生の爲め特に職務を懈怠し特別研究を怠らざしむることあるべし 学長の許可を受け
学生は各学部の講義演習等に出席することを得

第四十條 学生は学年の終に於て其の攻究の状況及び成績を記載したる報告書を指導教員を至て学長に
差出すべし

第四十一條 二年以上修学したる者は其の攻究したる学課に付き卒業論文を提出して学位を請求するこ
とを得

第四十一條之二 入学を許可せられたる者は入学料として金參千圓を納むべし
攻究料は年額六千圓以上八千四百圓の範囲以内において、毎学年開始前にこれを定めて

第四十二条

てこれを公表する。学生は攻読科として学年の初又は入学の際に於て一学年金二千円五の三期に之を納むべし。但し、在学等費が変化したときは学年中途に於ても変更することが出来る。攻読科は特別の準備のない限り学年の初又は入学の際に於て全額を納むべし。

第四十三条

学長は学生が学方優秀心身健全なる者を鑑衡し特選給費学生と爲すことを得。特選給費学生には二年以内月額四千圓以内の学費を給与す但し学長に於て特に必要ありと認むるときは年額を延長することを得。

特選給費生は学長の許可を得ずして他の業務に就くことを得ず。学長は特選給費生其の他位に適合する事実ありと認むるときは之を免することを得。

第四十四条

特選給費生には第四十二条を規定せず。第十五条乃至第二十三条第一項及び第二十五条の規定は之を大学院学生に準用す。

第四十五条

第一條科の修学期間を三学年とし第二條科の修学期間を二学年とす。豫科と卒業したる者には卒業證書を授与す。

第四十六条

豫科の学科課程 其の配当及び授業時間左の如し

第一條科		第二條科		第三條科	
科目	時間数	科目	時間数	科目	時間数
修 身	一	修 身	一	修 身	一
國 語	六	國 語	六	國 語	六
漢 文	六	漢 文	六	漢 文	六

第一條科

第一外國語(英語)	一〇	第一外國語(英語)	一〇	第一外國語(英語)	一〇
第二外國語(英独仏)	(三)	第二外國語(英独仏)	(三)	第二外國語(英独仏)	(三)
地 理	五	地 理	五	地 理	五
心 理	二	心 理	二	心 理	二
数 学	二	数 学	二	数 学	二
自 然 科	二	自 然 科	二	自 然 科	二
体 操	二	体 操	二	体 操	二

第二條科

第二外國語は任意科目とす。

第一學年		第二學年	
科目	時間数	科目	時間数
修 身	一	修 身	一
國 語	五	國 語	五
漢 文	一〇	漢 文	一〇
第一外國語(英独仏)	(三)	第一外國語(英独仏)	(三)
第二外國語(英独仏)	(三)	第二外國語(英独仏)	(三)
心 理 学	二	心 理 学	二
数 学	二	数 学	二
自 然 科	二	自 然 科	二
体 操	二	体 操	二

第二外國語は隨意科目とす

第二節 入学、休学、退学及び除名

第四十七条 入学と許可すべき若し左の如し外國人にして之に相当する学歴を有する者は中学校四年終了程度の試験検定の上之を許可す

第一條科 第二條科

- 一、 中等学校四年終了者
- 二、 高等学校再常科修了者
- 三、 高等学校高等科入学資格試験合格者
- 四、 専門学校入学有検定規定に依る試験検定合格者
- 五、 文部大臣に於て高等学校高等科の入学に關し検定したる者
- 六、 文部大臣に於て専門学校入学に關し中学校卒業者と同等以上の学力ありと指定したる者。

第四十八条 削除

第四十九条 入学は学年の始とす但し補欠として臨時入学を許すことあるべし

第五十条 第十一條乃至第二十條の規定は之を予科学生に準用す

第二節 試験

第五十一条 試験は学年の終又は臨時之を行ふ

必要あるときは追試験及び再試験を行う追試験又は再試験を受くる者は一科目に付受験料

金百圓を納むべし

第五十二条 試験の成績は各科目に付優良可 不可を以て表示し優良可と合格とし不可と不合格とす

第五十三条 配当科目の全部に合格するに非ざれば進級する事を得ず

不合格の科目總科目の三分の一に達せざるときは教員会の建議に依り前年度の規定に拘らず假令進級せしむることを得但し此の場合に於ては不合格の科目に付き再試験を受け合格することと要す 引續き二回進級せざる者は退学を命ずることあるべし

第四節 學費

第五十四条 入学と許可せられたる者は入学料として金千圓を納むべし

第五十五条 授業料は一学年第一予科は金貳千八百圓第二予科は金貳千七百圓とし左の三期に之を納むべし

第一期 四月 第一予科 第二予科

第二期 八月 金千圓 金千圓

第三期 十二月 金八百圓 金千圓

第五十六条 第三十條及び第三十三條乃至第三十五條の規定は之を予科学生に適用す

第五十七章 第五章 給費生及び特待生

學長は大学及び予科学生中學術優等品行方正なる者を鑑衡し給費生又は特待生と爲すこととす

第五十八條 給費生には当該学年間年額金六千圓の學費を給与し特待生には当該学年間授業料を免除す

第五十九條 給費生又は特待生にして其の地位に違せざる事あるときは直に之を免す

第六 章 貸費生及留學生

第六 章 貸費生及留學生

第六十条 学長は大学及び予科学生中學術優等品行方正にして學費支弁の途なきものを銓衡し優等生として当該年商年額金六千圓以内を貸与することを得

第六十一条 貸費に關し寄附者あるときは其の寄附者の指定に従う

第六十二条 貸費生たりんとする者は其の事情を以てしたる願書を提出すべし

第六十三条 貸費生たるの許可を得たる者は保証人二名と連署して所定の証書を提出すべし

第六十四条 貸費生にして卒業したる者は卒業後一箇年目より毎月貸費を受けたる半額以上を日賦して返納すべし

第六十五条 貸費生にして其の地位に適合する事実あるときは直に之を免す

第六十六条 貸費生退学を命ぜられ 除名せられ貸費を免せられ又は退学したるときは貸与を額上即座に返納すべし但し疾病の爲め退学したる場合には情状に因り月賦返納を許すことあるべし

第六十七条 学長は卒業若中学力優秀にして將來學術の進歩を攻究せんと欲する者は銓衡し特に留學生として學費を貸与し留學せしむることを得

留學生に關する事項は其の制度之を定む

第七章 學生心得

第六十八条 登校するときは必ず制服制帽洋履若くは袴を首行靴又は上草履を用うべし

第六十九条 登校するときは必ず學生證を携帯すべし之を携帶せざるときは退場を命ずることあるべし

第七十条 教場に於ては静謐を旨とし雜談喫煙其の他粗暴の挙動あるべからず

第七十一条 授業中は退席することを得ず 止むを得ざる事故ありて退席せんとするときは教員の許可を受くべし

第七十二条 氏名を改称し又は本籍住居等を移転したるときは遅滞なく届出すべし

第七十三条 三日以上欠席せんとするときは必ず其の事由を具し保証人と連署して届出すべし

第七十四条 兩席届出の日数は一箇月を超えざるを得ず若し一箇月を超え事由仍ほ止まざるときは其郁度必ず新に届出を爲すことを要す

第八章 懲戒

第七十五条 学則又は校規に違反し其の他不都合の行爲あるものは情狀に因り停学又は退学を命ず

第七十六条 第一項の規定に依りて退学を命じたるときは其の旨を同等学校に通知す

第七十七条 前二条の規定に依り停学又は退学を命じたる時は其の旨父兄及び保証人に通知す

附 則

一 本則は昭和六年四月一日より之を施行す

一 本則施行の際現に存する第二学年及び第三学年の学科課程、其の配当及び授業時間数は其の第二学年に属する学生の卒業すべき学年試験を終る迄仍は従前の規定に依る

一 学部の第一学年又は第二学年の学生中昭和六年に施行したる学年試験に於て従前の規定第二十八条に依り次の学年の試験を受くることを得ざるに至りたる者と雖も本則施行後に於ては次の学年の試験を受くることを得

但し其の合格せざりし科目に付ては試験を免除するの限に在らず

一 本則改正は昭和十年四月一日より之を施行す

一 本則施行の際現に存する各学部第二学年並法学部第三学年の学生は従前の規程に依る

一 本則改正は昭和十二年四月一日より之を適用す但し現に存する第二学年及び第三学年の学生 生徒

- 一 は従前の規定に依る
- 一 本則改正は昭和十五年四月一日より之を適用す 但し現に存する第二学年及三学年の学生、生徒は従前の規定に依る
- 一 本則改正は昭和十七年四月一日より之を適用す但し現に存する第二学年及三学年の学生、生徒は従前の規定に依る

19890706